

災害時における障害者施設の三次福祉避難所に係る備蓄物品等
整備費補助要綱

(総則)

第1条 横須賀市と災害時における三次福祉避難所としての障害者の緊急受入に関する協定書を締結している社会福祉法人等（以下「協定締結法人」という。）が整備する備蓄物品等の購入に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象)

第2条 補助金の交付を受けることができる備蓄物品等は、協定締結法人が三次福祉避難所の用に供するため購入する次に掲げるものとする。

- (1) 非常用備蓄食料及び飲料水
- (2) 非常用衛生用品
- (3) 非常用電源設備
- (4) 器材収納用具
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(補助金額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において、前条に定める補助対象の購入金額の合計額とし、1施設あたり10万円を限度とする。ただし、この要綱の規定に基づき初めて申請を行う場合に限り、1施設あたり30万円を加算し、40万円を限度とする。

(交付申請)

第4条 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 見積書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第5条 規則第10条に規定する市長が定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 収支決算書
- (2) 購入物品に関する支出証拠書類（請求書及び領収書の写し等）
- (3) 購入物品の一覧表並びに写真及び保管又は配置場所を明らかにした書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。